



日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1428 2017年11月12日発行

日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党議員団の法律相談

今回は11月16日(木)です。

午後4時～6時(要予約)

## 市庁舎・文化ゾーンの駐車場 有料化、1月から始まる

今年1月に庁舎・文化ゾーンの駐車場有料化が提案されて以来、多くの市民から「有料化は反対」「時間をもっと長くして」「八幡山洋館も駐車場が使えるようにして」などの意見が出され、議会でも何人もの議員が質問に立ち議論してきました。

しかし、市庁舎・文化ゾーンの駐車場に関しては、ほぼ原案のまま実施することになり、その後のプロポーザルで「タイムズ24株式会社」に駐車場運営を任せることが決まりました。

よって、西八幡臨時駐車場は今年の仕事納め(12月28日)を持って終了となります。

### 有料駐車場利用開始

2018年(H30年)1月4日から。

市役所、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館、消防庁舎を利用する方が「認証駐車」の対象

となり、それ以外の施設利用者は「認証なし」の金額になりますので、ご注意ください。

利用者区分	認証あり	認証なし
駐車1時間以内	0円	
1時間を超え30分につき	100円	1時間 300円
4時間を超え1時間につき	200円	
最大料金	日 1,200円	日 1,500円

自動二輪、自転車は無料です。

### 料金免除

障がい者手帳取得者とその介護者、難病医療受給者証のある人、市の開催する会議や事業に出席・従事する人は全額免除。

※工事完成後の12月8日～12月28日までは市役所駐車場は無料で開放されます。

## 市役所 2期工事完成に伴う各課の配置移動

右の表の日程で順次移動が行われます。色が付いた枠は、本館以外から移動してくる課となります。

### 2期工事完成に伴う移転スケジュール

11月13日から	1階	市民課	⇒ 1階内の移動
		保険年金課	⇒ 1階内の移動
		会計課	⇒ 2階から1階へ
11月20日から	1階	地域包括ケア推進課	⇒ 1階内の移動
		介護保険課	⇒ 2階から1階へ
	2階 3階	平塚税務署	⇒ 税務署が20日から執務します
11月27日から	1階	障がい福祉課	⇒ 1階内の移動
		納税課	⇒ 7階から2階へ
	2階	市民税課	⇒ 7階から2階へ
		固定資産税課	⇒ 7階から2階へ
12月4日から	1階	市民課	⇒ 1階内の移動
		こども家庭課(医療・児童手当)	⇒ 1階内の移動
		こども家庭課(子ども総合相談・発達支援)	⇒ 7階から1階へ
	3階	保育課	⇒ 7階から1階へ
		消防本部(消防総務課、消防予防課、消防救急課)	⇒ 消防庁舎から移動
		5階	市民情報・相談課
12月11日から	1階	市民課(個人番号カード)	⇒ 3階から1階へ
		生活福祉課	⇒ 5階から1階へ
12月25日から	1階	市民情報・相談課相談課(消費生活)	⇒ JAビルから1階へ
		青少年課	⇒ 青少年会館から1階へ
	5階	産業振興課	⇒ 1階内の移動
		商業観光課	⇒ 豊原分庁舎から5階へ
		農水産課	⇒ 豊原分庁舎から5階へ
	7階	教育総務課(学務・教職員)	⇒ 豊原分庁舎から7階へ
		教育指導課	
学校給食課			
教育総務課(教育総務・企画)			
7階	教育施設課	⇒ 総合公園から7階へ	
	社会教育課		
	スポーツ課		
7階	文化・交流課	⇒ 松原分庁舎から7階へ	

※なお、レストラン・コンビニエンスストアは12月中旬オープンの予定です。

(レストラン・コンビニは2階東側に配置)

# 自治体職員の働く環境調査 その1

## 労働基準法第36条における協定(いわゆる36協定)と平成28年度の時間外勤務の実態

自治体名	基準となる残業時間数	特別な事情による残業時間数	一般行政職					技能労務職				
			月80時間を超える残業をした人数	月60時間を超える残業をした人数	月45時間を超える残業をした人数	年間1000時間以上残業をした人数	年間900時間以上残業をした人数	月80時間を超える残業をした人数	月60時間を超える残業をした人数	月45時間を超える残業をした人数	年間900時間以上残業をした人数	
平塚市	1日6時間、月45時間、年360時間	1日15時間、月80時間(6回まで)、年600時間	84人	129人	291人	2人	0人	0人	4人	3人	0人	
横浜市	1日4時間45分、月45時間、年360時間	月75時間(6回まで)、年720時間	831人	1,823人	3,996人	7人	13人	0人	2人	6人	0人	
川崎市	1日6時間、月45時間、年360時間	1日7時間(交代勤務のうち特に必要と認める場合14.5時間)、月70時間(6回まで)、年480時間	公表控える	公表控える	公表控える	公表控える	公表控える	公表控える	公表控える	公表控える	公表控える	
相模原市	1日2～5時間、月30時間又は45時間、年360時間	月60時間(6回まで)	105人	187人	456人	0人	2人	2人	5人	34人	0人	
横須賀市	1日4時間、月40時間、年300時間	1日7時間、月70時間(6回まで)、年480時間	183人	304人	603人	9人	3人	0人	2人	18人	0人	
藤沢市	1日6時間、月45時間、年360時間	1日15時間、月70時間(6回まで)、年600時間	6人	48人	86人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
小田原市	資料は届いていません		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鎌倉市	月45時間、年360時間	なし	7人	38人	197人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
茅ヶ崎市	市立病院にあっては1日4時間、月40時間、		157人	466人	857人	0人	5人	0人	1人	4人	0人	
逗子市	36協定なし		44人	54人	130人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	
三浦市	36協定なし		6人	28人	84人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
秦野市	36協定なし		56人	73人	156人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
厚木市	1日6時間、月45時間、年360時間	—	194人	255人	546人	5人	1人	3人	13人	16人	0人	
大和市	1日6時間、月45時間、年360時間	協定無し	44人	119人	298人					4人		
伊勢原市	※詳細は枠外に記載	※詳細は枠外に記載	8人	65人	224人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
海老名市	1日6時間、月45時間、年360時間	月60時間(6回まで)、年480時間	53人	91人	217人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
座間市	1日7時間45分、月45時間、年360時間	月60時間、年480時間	63人	110人	214人	1人	1人	0人	0人	2人	0人	
南足柄市	通所介護事業・訪問看護事業は1日5時間、月45時間、年300時間。清掃事業は1日8時間、月43時間、年268時間	通所介護事業・訪問看護事業は月60時間、清掃事業は月45時間、年300時間	17人	38人	117人	0人	0人	0人	0人	4人	0人	
綾瀬市	1日3時間、月15時間、年120時間(保育園)、1日2～6.5時間、月1～2.5時間、年2～150時間(障がい児通所施設)	—	48人	46人	239人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

### ※伊勢原市の協定内容

自動車運転員(みどり公園課・道路整備課)は、1日1時間、月10時間、年120時間、特別条項なし  
 清掃員(環境美化センター)は、1日4時間、月40時間、年75時間(3か月につき)、特別条項なし  
 学校給食調理員(学校給食課)は、1日1時間、月8時間、年88時間、特別条項なし  
 校務整備員(教育総務課)は、1日1時間、月8時間、年88時間、特別条項なし  
 保育士(子ども育成課)は、1日1時間、月20時間、年120時間、特別条項なし  
 保育園給食調理員(子ども育成課)は、1日1時間、月2時間、年24時間、特別条項なし  
 一般行政職は36協定はなし

- ★技能労務職とは  
 清掃職員、用務員(校務作業員)、学校給食調理員、自動車運転員等をいう。
- ★一般行政職とは  
 土木技師、建築技師、保育士等は含むが、教育、消防、病院等を除く。

(コメント)県内19市に、「36協定」の内容、職員の時間外労働の実態、有給休暇の取得状況、臨時職員(職種ごと)の賃金または時間給の状況、保育所における保育士の正規・非正規の割合等を、議会局を通して調査しました。順次報告していきます。

今回の公務員の「36協定」の対象は技能労務職で、表の右の列がその実態です。非現業職員いわゆる一般行政職員は、労働基準法の適用ではなく、人事委員会等の指導監督を受けるとして36協定を結んでいない自治体がほとんどです。しかし、一般行政職も36協定に習うよう労働組合と協議していると言いますが、どの自治体の一般行政職も残業時間の多さは目に余るものがあり、公表しない自治体もありました。自治労は労基法第33条3項が適用される職場においても災害や、臨時に必要なある場合を除き、時間外勤務命令は36協定の締結が必要であるとしています。

公務員の現場でこういう状況であれば民間や中小企業ではさらに厳しい実態が推察されます。今、国は「働き方改革」と言いながら、さらに残業の上限を100時間未満までできる法案を検討しています。「過労死ラインまで働かせていい」法律などともありません。